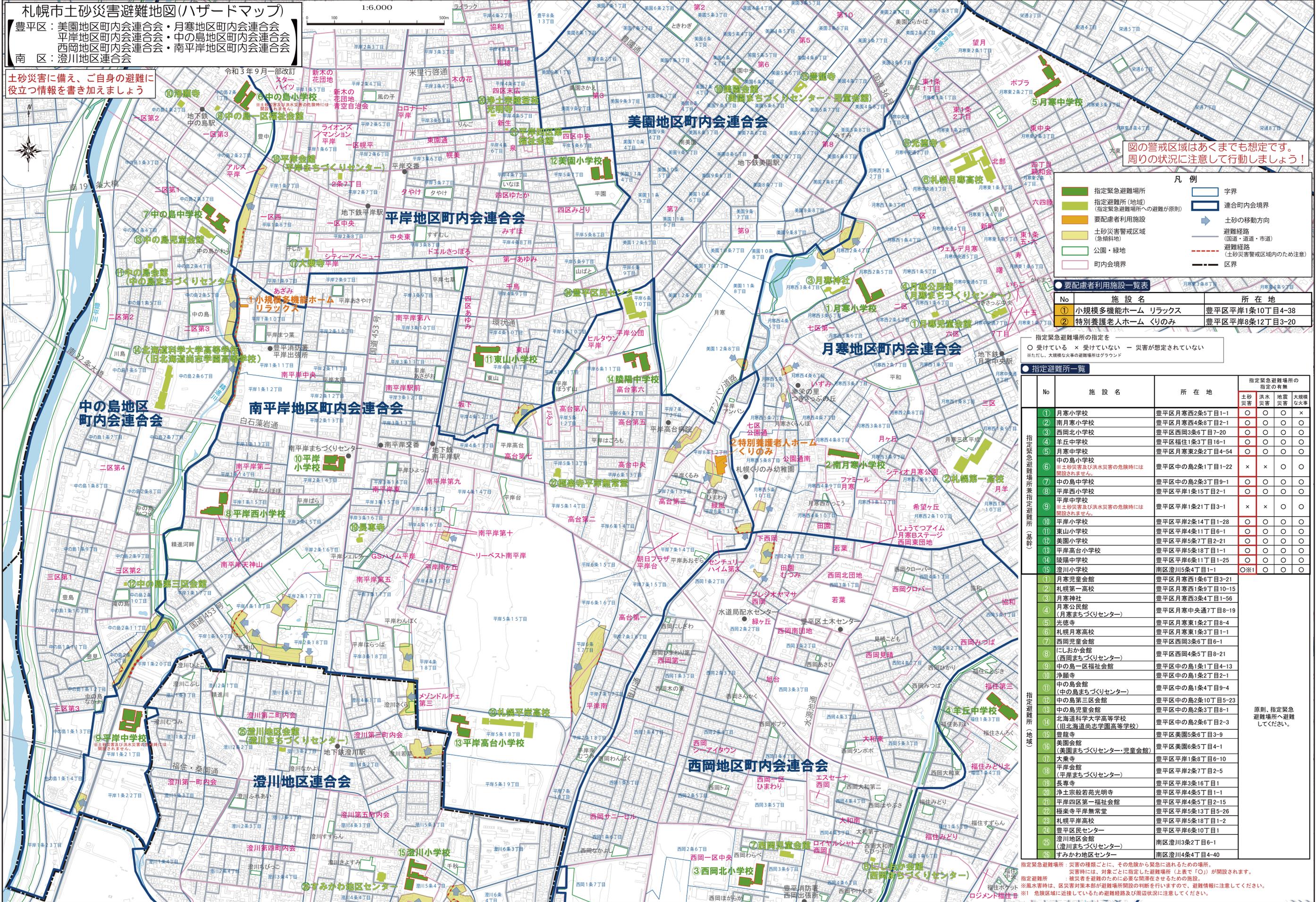


札幌市土砂災害避難地図(ハザードマップ)

豊平区：美園地区町内会連合会・月寒地区町内会連合会
 平岸地区町内会連合会・中の島地区町内会連合会
 西岡地区町内会連合会・南平岸地区町内会連合会
 南区：澄川地区連合会

土砂災害に備え、ご自身の避難に役立つ情報を書き加えましょう

1:6,000



図の警戒区域はあくまでも想定です。周りの状況に注意して行動しましょう！

凡例

- 指定緊急避難場所 (指定緊急避難場所への避難が原則)
- 指定避難所(地域)
- 要配慮者利用施設
- 土砂災害警戒区域
- 公園・緑地
- 町内会境界
- 字界
- 連合町内会境界
- 土砂の移動方向
- 避難経路 (国道・道・市道)
- 避難経路 (土砂災害警戒区域内のため注意)
- 区界

要配慮者利用施設一覧表

No	施設名	所在地
①	小規模多機能ホーム リラックス	豊平区平岸1条10丁目4-38
②	特別養護老人ホーム くりのみ	豊平区平岸8条12丁目3-20

指定緊急避難場所の指定を
 ○ 受けている × 受けていない - 災害が想定されていない
 ※ただし、大規模な火災の避難場所はグラフラフ

指定避難所一覧

No	施設名	所在地	指定緊急避難場所の指定の有無			
			土砂災害	洪水災害	地震災害	大規模な火災
①	月寒小学校	豊平区月寒西2条5丁目1-1	○	○	○	×
②	南月寒小学校	豊平区月寒西4条8丁目2-1	○	○	○	○
③	西岡北小学校	豊平区西岡3条6丁目7-20	○	○	○	○
④	羊丘中学校	豊平区福住1条3丁目16-1	○	○	○	○
⑤	月寒中学校	豊平区月寒東2条2丁目4-54	○	○	○	○
⑥	中の島小学校	豊平区中の島2条1丁目1-22	×	×	○	○
⑦	中の島中学校	豊平区中の島2条3丁目9-1	○	○	○	○
⑧	平岸西小学校	豊平区平岸1条15丁目2-1	○	○	○	○
⑨	平岸中学校	豊平区平岸1条21丁目3-1	×	×	○	○
⑩	平岸小学校	豊平区平岸2条14丁目1-28	○	○	○	○
⑪	東山小学校	豊平区平岸4条11丁目6-1	○	○	○	○
⑫	美園小学校	豊平区平岸5条7丁目2-21	○	○	○	○
⑬	平岸高台小学校	豊平区平岸5条18丁目1-1	○	○	○	○
⑭	陵陽中学校	豊平区平岸6条11丁目1-25	○	○	○	○
⑮	澄川小学校	南区澄川5条4丁目1-1	○	○	○	○
⑰	月寒児童会館	豊平区月寒西1条6丁目3-21	○	○	○	○
⑱	札幌第一高校	豊平区月寒西1条9丁目10-15	○	○	○	○
⑳	月寒神社	豊平区月寒西3条4丁目1-56	○	○	○	○
㉑	月寒公民館 (月寒まちづくりセンター)	豊平区月寒中央通7丁目8-19	○	○	○	○
㉒	光徳寺	豊平区月寒東1条2丁目8-4	○	○	○	○
㉓	札幌月寒高校	豊平区月寒東1条3丁目1-1	○	○	○	○
㉔	西岡児童会館	豊平区西岡3条6丁目6-1	○	○	○	○
㉕	にしおか会館 (西岡まちづくりセンター)	豊平区西岡4条5丁目8-21	○	○	○	○
㉖	中の島一区福祉会館	豊平区中の島1条1丁目4-13	○	○	○	○
㉗	浄願寺	豊平区中の島1条2丁目2-1	○	○	○	○
㉘	中の島会館 (中の島まちづくりセンター)	豊平区中の島1条4丁目9-4	○	○	○	○
㉙	中の島三区会館	豊平区中の島2条10丁目5-23	○	○	○	○
㉚	中の島児童会館	豊平区中の島2条3丁目8-1	○	○	○	○
㉛	北海道科学大学高等学校 (旧北海道尚志学園高等学校)	豊平区中の島2条6丁目2-3	○	○	○	○
㉜	豊龍寺	豊平区美園5条6丁目3-9	○	○	○	○
㉝	美園会館 (美園まちづくりセンター・児童会館)	豊平区美園6条5丁目3-1	○	○	○	○
㉞	大乗寺	豊平区平岸1条8丁目6-10	○	○	○	○
㉟	平岸会館 (平岸まちづくりセンター)	豊平区平岸2条7丁目2-5	○	○	○	○
㊱	長寿寺	豊平区平岸3条16丁目1	○	○	○	○
㊲	浄土宗般若苑光明寺	豊平区平岸4条5丁目1-1	○	○	○	○
㊳	平岸四区第一福祉会館	豊平区平岸4条5丁目2-15	○	○	○	○
㊴	極楽寺平岸無常堂	豊平区平岸5条13丁目5-26	○	○	○	○
㊵	札幌平岸高校	豊平区平岸5条18丁目1-2	○	○	○	○
㊶	豊平区民センター	豊平区平岸6条10丁目1	○	○	○	○
㊷	澄川地区会館 (澄川まちづくりセンター)	南区澄川3条2丁目6-1	○	○	○	○
㊸	すみかわ地区センター	南区澄川4条4丁目4-40	○	○	○	○

指定緊急避難場所：災害の種類ごとに、その危険から緊急に避難するための場所。災害時に、対象ごとに指定した避難場所（上表で「○」）が開設されます。
 指定避難所：被災者を避難のために必要と判断をさせるための施設。
 ※風水害時は、区災害対策本部が避難場所開設の判断を行いますので、避難情報に注意してください。
 ※1 危険区域に近接しているため避難経路及び周辺状況に注意してください。